

「資格確認書」

更新のお知らせ

令和7年 **7/31** まで

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和 7年 7月31日	
交付年月日 令和●●年●●月●●日	
被保険者番号	●●●●●●●●
住所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和●●年●●月●●日
資格取得年月日	令和●●年●●月●●日
発効期日	令和●●年●●月●●日
一部負担金の割合	●割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 3 4 X X X X 広島県後期高齢者医療広域連合

更新後

令和7年 **8/1** から

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 8年 7月31日	
交付年月日 令和●●年●●月●●日	
被保険者番号	●●●●●●●●
住所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和●●年●●月●●日
資格取得年月日	令和●●年●●月●●日
負担割合日	●割 令和●●年●●月●●日
任意記載事項	適用区分発効期日 令和●●年●●月●●日 長期入院該当日 令和●●年●●月●●日 特定疾病区分発効期日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 3 4 X X X X 広島県後期高齢者医療広域連合

実際の資格確認書とは異なる場合があります

- ・ **限度額適用・標準負担額減額認定証**及び**限度額適用認定証**は廃止されました。
適用区分は資格確認書に記載することができます。
- ・ **特定疾病療養受療証**は、有効期限がありませんので、そのままご使用ください。

マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証を使うメリット

- ・ より良い医療を受けることができる
- ・ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録をする場合は、以下の手続きが必要です。

- ① マイナンバーカードを申請
- ② マイナンバーカードを保険証として登録

新しい資格確認書は

8月1日 から使用してください。

7月下旬 にお届けします。

すべての被保険者に資格確認書を送付します。

■お問い合わせ先／広島県後期高齢者医療広域連合

TEL 082-502-3010 FAX 082-502-7844

又は、お住まいの市区町の後期高齢者医療担当窓口